第百三十四条		
第百八条（電子呼出状の記録事項等）	の電子呼出状	非訟事件手続規則第四十五条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第四十五条の二第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	非訟事件手続規則第四十五条第三項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	非訟事件手続規則第四十五条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第四十五条の四
	電子調書について	期日調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び非訟事件手続規則第四十五条の四の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体